

別 表

区 分	支援内容 等
研修費用補助	【支援内容】 農業技術、幅広い知識及び情報の習得のための必要な経費への補助 【交付対象者】 本町に住所を有する認定新規就農者及び親元就農者 【要件】 ・研修し、習得しようとする農業技術等が明確であること。 ・研修先、研修項目、研修に係る費用等が明確であること。 ・研修期間は、単年度であること。 【補助率等】 ・自己負担額の2／3又は5万円のいずれか低い額 ・親元就農者である者が交付申請する場合、就農してから5年以内とする。経営移譲していれば開業届等、経営移譲していなければ親の青色申告決算書等を申請時に提出し、就農している事実と就農開始時期を明らかにすること。